

令和 3年 月 日

武蔵野市議会議長 土屋美恵子 殿

陳情者（代表）住所 武蔵野市吉祥寺本町1-20-12-101
氏名 武蔵野市住民投票条例を考える会
金子 宗徳

住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情

一 武蔵野市では令和2年4月施行の自治基本条例の規定を根拠に住民投票条例（仮称）の制定に向けた準備が進んでおり、松下玲子市長は令和3年第4回定例会に本条例案を上程する方針を明らかにしております。しかしその内容や検討過程には以下の点で大きな問題をはらんでいると考えます。

1 公選による首長と議員に政治を委ねる民主主義制度において、住民投票は市町村合併など根幹にかかわる事項に限定すべきであり、これらは地方自治法・合併特例法などに規定が存在します。想定外の問題が生じた場合は、その都度、住民投票を実施すれば済みます。喫緊の事態が想定しにくい武蔵野市の現状では、住民投票制度をあらかじめ設ける必要性に乏しいのです。

2 次に条例案では外国籍を含め3ヶ月以上住民基本台帳に登録されれば投票権が付与されるため、選挙の有権者と、住民投票の投票者が異なります。日本国籍を有する住民による選挙で選ばれた代表者であることが二元代表制のよりどころであり、有権者と異なる投票者による意思決定を反映することは二元代表制の補完にはならず、むしろ議会の機能低下につながりかねません。加えて、住民投票の目的を「意見表明」とするならば、発議の条件や対象が限られた住民投票制度ではなく、外国籍住民を交えた意見交換会や住民アンケートなどの手法の方が適しています。

3 検討過程も大いに問題があります。検討が進んだこと1年半はコロナ禍により通常の日常生活に制限がかかり、住民が一堂に会して議論を深めたり、対面で説明会を実施するのは難しい状況でした。8月29日に市が武蔵野芸能劇場で開催した「市民意見交換会」の参加者は10人にはすぎません。緊急事態宣言発令下での開催は非常に不適切であり、十分に住民の意見が条例案に反映されているとは到底考えられません。

二 以上の見地から、本条例案は武蔵野市にとって喫緊に策定しなければならない条例であるとは言えず、多くの住民を交えた議論を経ぬままに議決するのは拙速と言わざるを得ず、よって下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 住民投票条例（仮称）案を廃案とした上で、根拠条例となる自治基本条例19条を削除することも視野に再検討すること。
- 2 すくなくとも住民基本条例（仮称）案を令和3年第4回定例会では採決せず、継続審議とすること。

署名簿

（市内の方々用）

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		